

（仮称）下北西部風力発電事業 環境影響評価方法書

補足説明資料

令和6年8月

森ビル株式会社
株式会社ケン・コーポレーション

目 次

1.	自然エネルギー電力の割合について（平口顧問）【方法書 p2】	4
2.	本事業の目的について（平口顧問）【方法書 p3】	5
3.	対象事業実施区域について（中村顧問）【方法書 p. 5、6 その他】	5
4.	空中写真との重ね合わせ図について（阿部顧問）【方法書 p6】	5
5.	輸送ルートや工事車両ルートについて（今泉顧問）【方法書 p15】	8
6.	切土・盛土量・残土について（中村顧問）【方法書 p. 15】	8
7.	雨水排水について（水鳥顧問）【方法書 p19】	8
8.	雨水排水について（平口顧問）【方法書 p19】	9
9.	植生自然度 9 との重複について（阿部顧問）【方法書 p82～90】	9
10.	重要な植物群落と保安林との重複について（阿部顧問）【方法書 p104】	9
11.	植生自然度 9 の場所への風車の設置について（河村顧問）【方法書 p86】	10
12.	累積的影響評価項目について（中村顧問）【方法書 p. 187～188】	10
13.	累積的影響評価項目表について（阿部顧問）【方法書 p. 188】	10
14.	累積的影響評価項目について（小島顧問）【方法書 p. 187～189】	11
15.	表 4.2-1（15）水質調査地点の設定根拠について（平口顧問）【方法書 p206】	11
16.	渡り鳥調査地点について（阿部顧問）【方法書 p. 224】	12
17.	魚類及び底生動物調査地点について（岩田顧問）【方法書 p228】	12
18.	視野範囲について（阿部顧問）【方法書 p. 232】	12
19.	有識者 C について（阿部顧問）【方法書 p. 262】	12
20.	意見の概要 3 について（阿部顧問）【意見の概要 p6】	13
21.	意見の概要 3 について（阿部顧問）【意見の概要 p6】	15
22.	スウィッシュ音の音響特性（時間変動幅等）等について（今泉顧問）	15
23.	準備書以降における対応事項について（今泉顧問）	15
24.	温室効果ガス（二酸化炭素）の排出について（平口顧問）	16
25.	b. 緑化に伴う修景計画について（鈴木顧問）【方法書 p. 224】	16
26.	(4)土地利用に関する事項について（鈴木顧問）【方法書 p. 19】	16
27.	図 2.2-5 改変区域（伐採範囲）図及び図 3.1-29(1) 文献その他の資料による現存植生図(全体)について（鈴木顧問）【方法書 p. 16、83】	17
28.	図 3.1-33 食物連鎖模式図について（鈴木顧問）【方法書 p. 102】	17
29.	表 4.2-1(29) 調査、予測及び評価の手法（植物）について（鈴木顧問）【方法書 p. 233】	

【追加資料】

30.	大気環境（大気質、騒音及び超低周波音、振動）の調査位置について	19
-----	---------------------------------	----

1. 自然エネルギー電力の割合について（平口顧問）【方法書 p2】

「我が国における年間発電電力量に占める自然エネルギーの割合は令和4年度時点で24%に達した」とありますが、参照されたHPを見ると“22.7%”となっています。HPが修正された可能性もあるので、ご確認ください。（僅かの違いなので本質的な問題ではありませんが、気になったので指摘しました。）

図書作成にあたり参照した HP (<https://www.isep.or.jp/archives/library/14470>) の掲載内容について、「2022 年度の日本国内の年間発電電力量に占める自然エネルギーの割合は 24%に達した。」との記載となっていることを確認いたしました。

なお、ご指摘のとおり、今後 HP の掲載内容が修正される可能性もありますので、準備書においては、その時点での最新の情報を確認した上で、記載いたします。

（2 次意見）

ご確認、ありがとうございました。私が見ていた HP の“2022 年速報値”は 2023 年 4 月の記事の値（22.7%）でしたが、貴社が引用された値は 2023 年 9 月の記事の速報値（24%）でした。貴社が引用された記事の方が新しいことを確認しました。

一方で、今年に掲載された『2023 年の自然エネルギー電力の割合（暦年・速報）』の記事（2024 年 6 月）の中では、「2022 年の自然エネルギーの割合は 22.7%」となっており、上述した 4 月の記事の速報値が引用され、9 月の速報値は反映されていませんでした。

2022 年の確定値が幾らなのかは不明ですが、HP を引用する際には、HP を参照した年月だけではなく、記事が掲載された年月にも注意する必要があります。コメントです。

（事業者見解）

HP を引用する際には、HP を参照した年月だけではなく、記事が掲載された年月にも注意してまいります。準備書においては、2022 年の自然エネルギーの割合については、図書作成時点で最新の年月で掲載された記事内容に基づいて記載いたします。

2. 本事業の目的について（平口顧問）【方法書 p3】

本事業の目的に関連して、

- ・ 固定価格買い取り制度に頼らない自立的な再生可能エネルギーを生み出す
- ・ 一部の再生可能エネルギー電力や環境価値を地域に還元する

等を挙げておられますが、具体的にはどのようなことを念頭に置いておられるのでしょうか。現時点で言える範囲で結構ですので教えてください。

FITによる一般送配電への売電ではなく、オフサイト PPA による需要家への直接的な電力供給を行う他、各地域の脱炭素方針や施策に合わせ、地域新電力を介した自治体の主要施設や、希望する住民への再エネ電力の供給などを実施したいと考えております。農山漁村再エネ法の協議会において地域との協議を行い、詳細を検討していきます。

3. 対象事業実施区域について（中村顧問）【方法書 p. 5、6 その他】

本事業実施区域のうち、北西部の海岸に向けて延びる線上の部分（県道284号線の一部区間でしょうか）は、樹木伐採等がありえるが、道路拡幅が必要ないという判断でそうになっているのでしょうか？

本事業実施区域のうち、北西部海岸に向けて延びる線上の部分においては、今後の詳細検討結果によっては道路拡幅を行う可能性がございます。ただし、当該区間においては県道沿いの一部拡幅に限られるため、記載のような表現となっております。

4. 空中写真との重ね合わせ図について（阿部顧問）【方法書 p6】

当該写真では細かい樹冠の様子が分かりませんので、風車位置にフォーカスした拡大図面をお示しください。地理院地図では1974～1978年の空中写真も閲覧できますので、全国最新写真と並べて同じ地点を提示するようにしてください。ここ数十年での伐採・施業履歴の有無が証拠として分かると思います。なお、地理院地図は空中写真であり衛星写真ではないと思われます。

以下に地理院地図の 1975 年 9 月撮影の空中写真（左）と全国最新写真である 2017 年 6 月撮影の空中写真（右）の拡大図面を並べてお示しいたします。なお、伐採・施業履歴の有無については、今後文献資料等を確認してまいります。

また、準備書において、注の中の「衛星写真」という文言は「空中写真」に修正いたします。

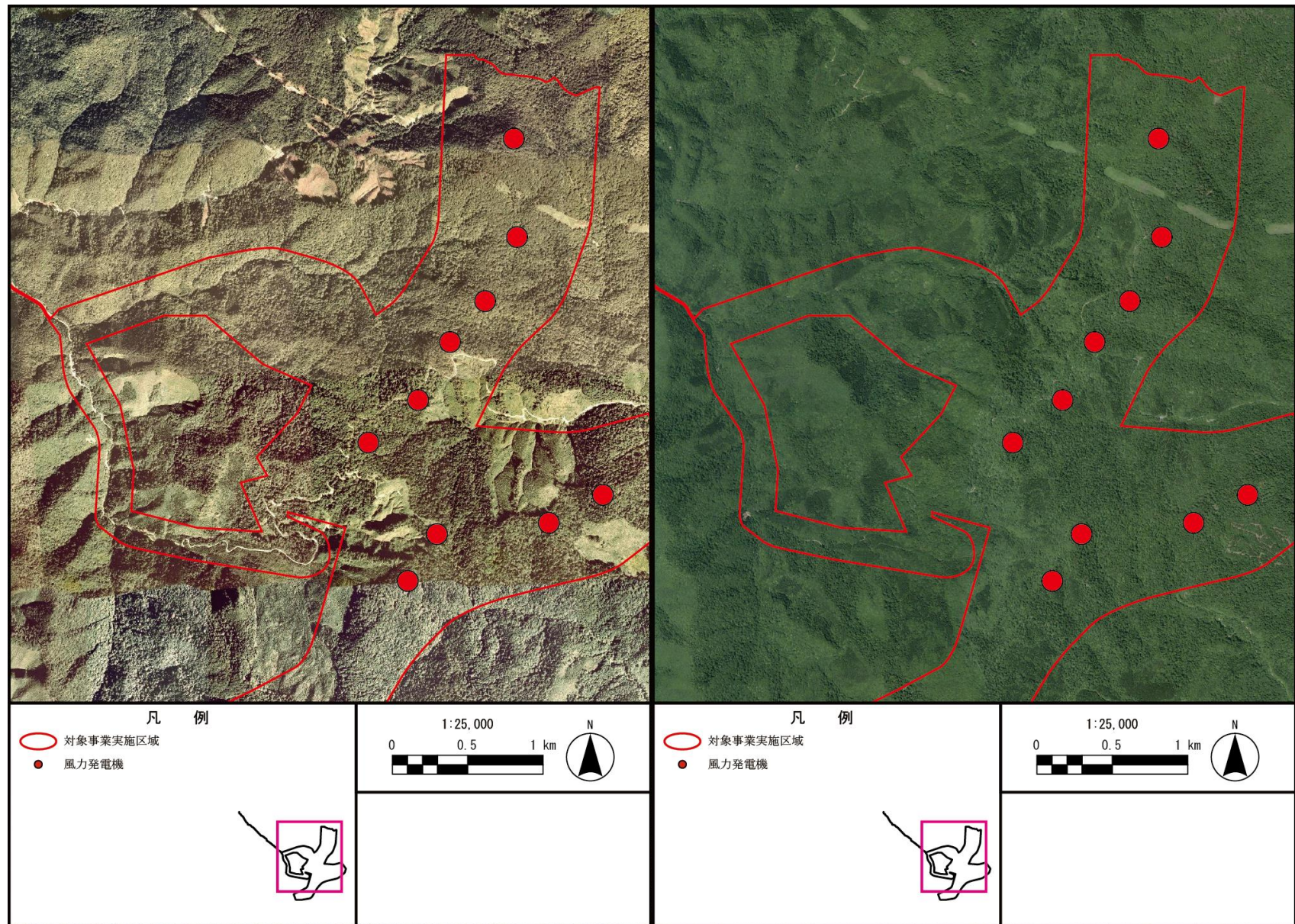


図 1(1) 1975 年 9 月撮影の空中写真（左）と全国最新写真である 2017 年 6 月撮影の空中写真（右）との重ね合わせ図

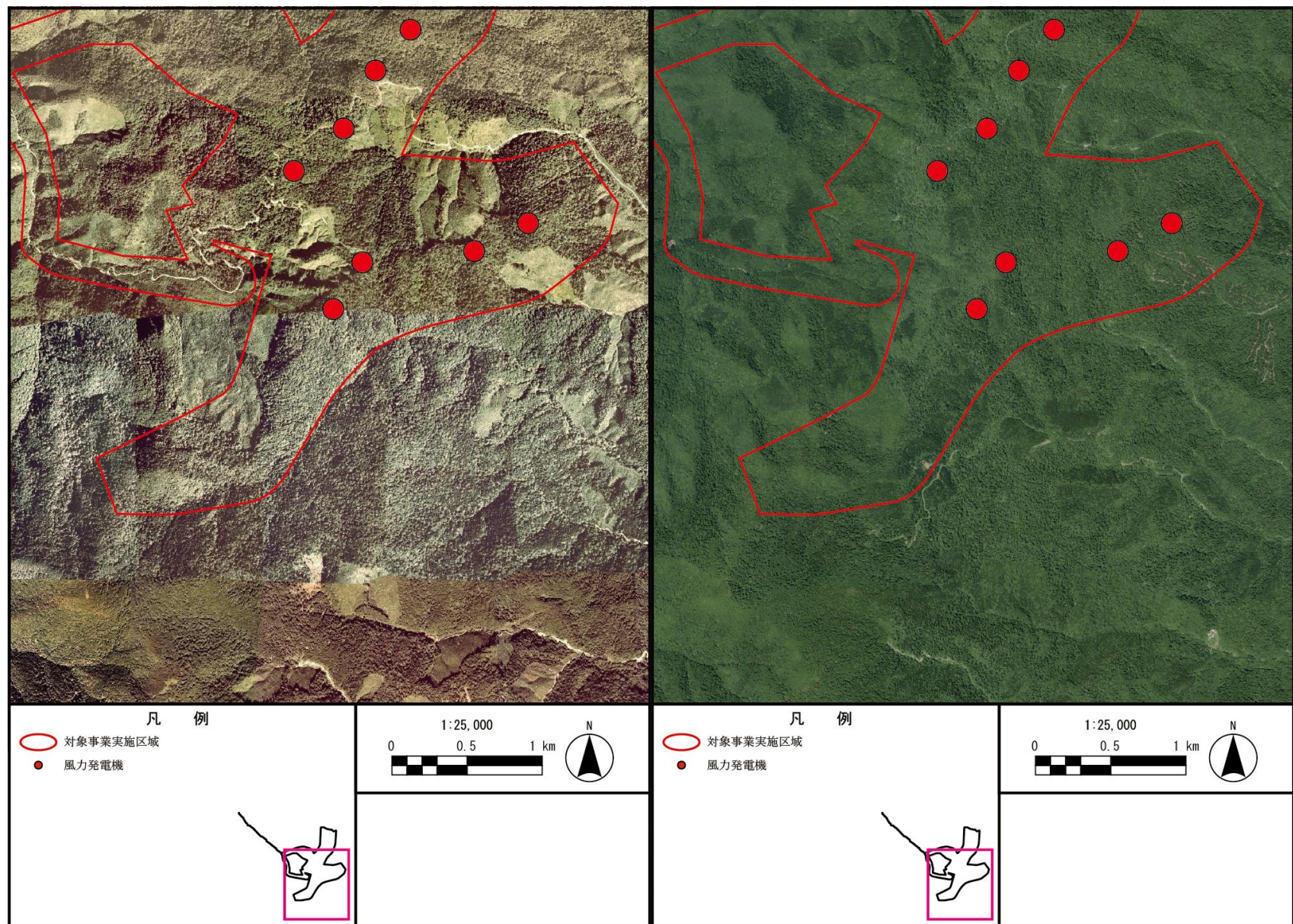


図1(2) 1975年9月撮影の空中写真(左)と全国最新写真である2017年6月撮影の空中写真(右)との重ね合わせ図

5. 輸送ルートや工事車両ルートについて（今泉顧問）【方法書 p15】

輸送ルートや工事車両ルートを本文中に省略せずに記載して下さい。

ご指摘を踏まえ、準備書においては以下のとおり赤字部分を追加した形で、本文中に記載いたします。

「大型部品（風力発電機等）の対象事業実施区域への輸送ルートは図 2.2-6 のとおりであり、佐井港から対象事業実施区域に至る既存道路の一般国道 338 号及び一般県道 284 号（薬研佐井線）を利用するルートを検討している。大型部品（風力発電機等）の積替えは実施しない予定である。

また、大型部品（風力発電機等）を輸送する車両を除く、コンクリートミキサー車やポンプ車等の工事用資材等の搬出入に係る車両（以下「工事関係車両」という。）の主要な走行ルートは、図 2.2-7 のとおりであり、**一般国道 338 号から一般国道 279 号を通り**、一般県道 284 号（薬研佐井線）及び主要地方道 4 号（むつ恐山公園大畑線）**を通るルート**、及び**一般国道 338 号から一般国道 279 号を通るルート**を利用する。」

6. 切土・盛土量・残土について（中村顧問）【方法書 p. 15】

切土・盛土量に関する記述について、現時点での計画段階では致し方ないと思いますが、できるだけ早期に詳細な設計を行い、切土・盛土量とともに、残土についての処分方法を確定し、必要に応じて残土処理の際にはトレーサビリティの確保に努める計画としてください。

切土・盛土量及び残土の処分方法について、準備書にて記載いたします。また、残土処理の際はトレーサビリティの確保に努めます。

7. 雨水排水について（水鳥顧問）【方法書 p19】

準備書においては、風力発電機設置ヤードだけでなく、道路工事区域や土捨場などを含めた雨水排水対策を、できるだけ具体的に記載・説明してください。

準備書においては、風力発電機設置ヤードだけでなく、道路工事区域や土捨場などを含めた雨水排水対策を具体的に記載いたします。

8. 雨水排水について（平口顧問）【方法書 p19】

風車ヤードや新設道路における濁水・土砂流出防止施設の計画についておたずねします。

風車ヤードなど工事期間中に出現する裸地への降雨によって発生する濁水は仮設の素掘り水路を経て沈砂池に集水し、土砂等を沈降させ上澄み水を場外に排出いたします。また、排出先にはフトン籠を設けることで、水勢を弱めつつ、周囲に拡散させながら自然浸透を図る計画です。

9. 植生自然度9との重複について（阿部顧問）【方法書 p82～90】

対象事業実施区域および風力発電機設置位置の大部分が、植生自然度9のチシマザサープナ群団およびヒノキアスナロ群落(Ⅳ)に該当することにご留意ください。なお、ヒノキアスナロ群落(Ⅳ)については、「大畑ヒバ施業実験林のように育成林、伏条更新した半自然林もみられるが、種組成や相観で区別できないことから、ヒノキアスナロの半自然林も本凡例にまとめた。」とあるように、古い過去の抜き伐りなどの履歴の有無に関わらず、植生自然度9の重要な群落として認識すべき点にご留意ください。

今後、伐採・施業履歴についても収集し、また、地元林業者等への聞き取りについても行う予定としております。過去の抜き伐り履歴の有無に関わらず、植生自然度9のチシマザサープナ群団及びヒノキアスナロ群落(Ⅳ)については、重要な群落として認識し、調査を行ってまいります。

10. 重要な植物群落と保安林との重複について（阿部顧問）【方法書 p104】

対象事業実施区域の大部分が重要な植物群落かつ全面が保安林に覆われており、配慮書の段階で風車の立地を避けるべき地域です。本件は第二種事業で配慮書を提出していないようですが、事前計画段階では配慮書相当の計画検討をすべきと思います。

本事業については、配慮書の届出は行っておりませんが、自然公園並びに鳥獣保護区の位置関係に配慮し、民家等から可能な限り離隔をとるよう対象事業実施区域を検討いたしました。また、既存道路を活用することで、改変面積の低減を目指す計画を検討してまいります。

今後、現地調査を実施し、その結果を踏まえ、重要な植物群落等への直接改変を極力回避するよう計画を検討してまいります。そのほかの環境影響なども含めて総合的に検討していきたいと考えております。また、保安林については、関係機関との協議を開始した段階です。

なお、風力発電機の配置計画について、関係機関との協議、農山漁村再エネ協議等を踏まえ、地元へも配慮した計画を検討してまいります。

11. 植生自然度9の場所への風車の設置について（河村顧問）【方法書 p86】

文献資料によると、対象事業実施区域のかなりの面積が植生自然度9の森林になっており、風車の設置予定場所の多くが植生自然度9のエリア内にあります。現地調査の結果により、それらの設置予定地が実際に植生自然度9に相当する自然度の高い場所であった場合には、風車の位置をずらすなどして、可能な限り自然度の高い場所を残すことをご検討ください。

現地調査の結果により、植生自然度9に相当する重要な群落については、可能な限り自然度の高い場所を残すよう、風力発電機の配置等を検討してまいります。

12. 累積的影響評価項目について（中村顧問）【方法書 p. 187～188】

累積的影響評価項目について詳細にまとめられており、評価できると思います。P. 188の表において、「累積的な影響を検討することとした環境影響評価の項目」に○印がつけられていないようですが、間違いないでしょうか？

方法書 p187 の本文中に記載のとおり、現時点では、「（仮称）大間奥戸風力発電事業」については方法書段階であり、風力発電機の配置等の詳細な事業計画が未定であるため、累積的な影響の検討対象からは除外し、既設の3事業について検討いたしました。既設事業であること、位置関係等を踏まえて、累積的な影響に係る環境影響評価の項目として選定したものではありませんでした。なお、準備書作成段階において、「（仮称）大間奥戸風力発電事業」の風力発電機の配置や諸元等が確定している場合には、累積的な影響について必要性を検討いたします。

13. 累積的影響評価項目表について（阿部顧問）【方法書 p. 188】

累積的な影響を検討することとした環境影響評価の項目の○が一つもない状況で本表を示す意味はどこにあるのでしょうか？

経済産業省電力安全課からのご指導を踏まえて、選択した項目はない状況ではあるものの、累積的影響評価項目表という形で図書に記載いたしました。準備書作成段階において、計画中的である「（仮称）大間奥戸風力発電事業」の風力発電機の配置や諸元等が確定している場合には、累積的な影響について必要性を検討いたします。

14. 累積的影響評価項目について（小島顧問）【方法書 p. 187～189】

累積的影響の施設稼働による騒音および低周波数音の両項目は、最寄りの住宅までの離隔距離が5.7 kmあるため減衰量が大きく、他の風力発電所との累積的な影響は想定されないため選定しない、とあります。この内容は、少し前に記述されている環境影響評価の項目として選定する理由“施設の稼働の影響の程度を明示する必要性を勘案し選定する”とは矛盾します。累積的とは10機の重畳的な影響のことを指すのであれば、稼働の影響程度を明示する必要があるのではないのでしょうか？

累積的影響とは本事業で建設を予定している10機の影響ではなく、方法書 p21 に図面を記載している他の風力発電所と本事業との累積的な影響となります。

本事業の風力発電機の設置予定位置から最寄りの保全対象（住宅等）まで約5.7km以上の離隔があり、距離による騒音及び超低周波音の減衰量は大きいと考えておりますが、本事業で建設を予定している10機の重畳的な影響については、住民に影響の程度を明示する必要性を勘案し、項目を選定しており、現地調査を実施の上、準備書において予測及び評価いたします。

しかしながら、本事業の騒音及び超低周波音による影響が、距離による減衰量が大きいと考えられる中、保全対象への他の風力発電所との累積的な影響は想定されないため、累積的な影響項目としては選定しておりません。

15. 表 4.2-1（15）水質調査地点の設定根拠について（平口顧問）【方法書 p206】

水質5の調査は“上兵衛川の支流（太兵衛川）”とした方が地図との対応がわかりやすいと思います。また、太兵衛川沿いには道路があるようです。太兵衛川の上流に調査点をもうけることは難しいのでしょうか？

水質5の調査地点の説明についてはご指摘のとおりと考えますので、準備書以降、上兵衛川の支流（太兵衛川）と記載いたします。

また、水質5の位置については現地を確認した結果、太兵衛川沿いの道路に沿った上流側では、道路と河川に高低差があり、降雨時調査の際の安全な採水が難しいと判断し、現在の水質5の地点で設定させて頂いております。

16. 渡り鳥調査地点について（阿部顧問）【方法書 p. 224】

渡り鳥調査でSt1がないのはなぜでしょうか？

本事業では、渡り鳥の調査手法としては、事業地内を通過する渡り鳥を対象とした帯状区画法を用いる予定としております。St1 は対象事業実施区域から離隔があるため、渡り鳥の調査地点としては設定をしておりません。なお、猛禽類調査において設定している St1 では、渡りについても記録することとしております。

17. 魚類及び底生動物調査地点について（岩田顧問）【方法書 p228】

「表4. 2-1 (20-2) 調査の手法及び内容（動物）」（P. 214）の「底生動物」において「様々な環境を対象」として調査を行なうことは、動物相や重要種を把握する上で適切と考えます。「図4. 2-3 (9) 動物の調査位置（魚類及び底生動物）」にも「調査範囲」として示していただいておりますが、魚類も含め、河川環境に合わせて適宜、調査範囲を拡大するとともに、準備書では具体的な調査状況の概略をお示しいただくようお願いします。

集水域及び事業計画を踏まえ、調査地点について設定をいたしました。準備書においては、調査状況の概略も含めて記載いたします。

18. 視野範囲について（阿部顧問）【方法書 p. 232】

St1とSt2の視認範囲の間に視認できない範囲が広がっています。渡りの猛禽類の南下の様子が十分に捉えられないのではないのでしょうか？

St1 から St2 への連続した南下状況については把握できない距離間となっております。猛禽類調査において St1 を設定しておりますが、渡りについても記録することとしております。また、連続性は把握できませんが、傾向としては捉えることが可能であると考えております。

19. 有識者 C について（阿部顧問）【方法書 p. 262】〔非公開〕

有識者Cの氏名を非公開で情報提供ください。

（非公開）

※個人情報を含むため非公開とします。

20. 意見の概要 3 について（阿部顧問）【意見の概要 p6】

住民意見によって当該地区の森林の樹齢が高いことが指摘されています。国土数値情報の国有林野データを参照し、最新林齢が100年以上の森林と本事業計画との重ね合わせ図面をお示しください。

次ページにて、国土数値情報の国有林野データの最新林齢が 100 年以上の森林（樹種 1～3 の最新林齢が 100 年以上の森林）と本事業計画との重ね合わせ図をお示しいたします。

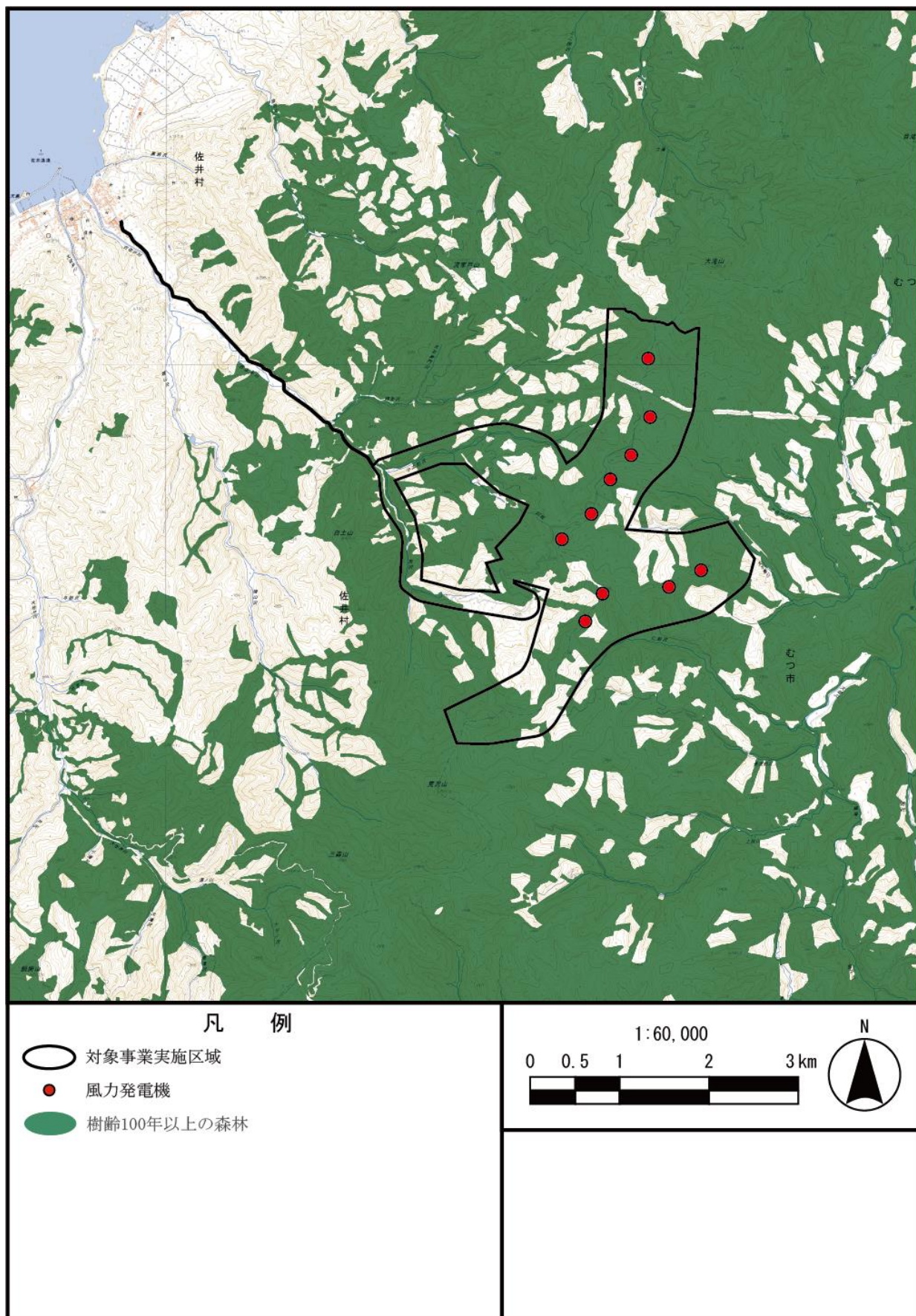


図2 最新林齢が100年以上の森林と事業計画との重ね合わせ図

21. 意見の概要 3 について（阿部顧問）【意見の概要 p6】

「植生自然度の高い群落については、改変を極力回避または最小となるよう、事業計画を検討してまいります。」とご回答いただいておりますが、現段階の計画でそれは困難に思えます。どのように対応される予定でしょうか。なお、過去の皆伐履歴など合理的な理由なしに植生図の自然度を低く見積もることは避けていただきたいと思います。

過去の皆伐履歴や地元業者への聞き取りについても、検討しております。なお、事業地内を薬研佐井線が横断しており、定期的に改良工事等が行われているため、その情報等についても、収集することを検討しております。植生自然度を低く見積もることが無いよう、現地調査を実施してまいります。

22. スウィッシュ音の音響特性（時間変動幅等）等について（今泉顧問）

スウィッシュ音の音響特性（時間変動幅等）に関して丁寧に記述して下さい。なお、図示されるデータを（測定結果）を得た地点の位置（距離）を明記して下さい。また、可聴に対する評価は丁寧に記述して下さい。

現時点では風力発電機の機種を確定できておらず、提示することができません。準備書においては、採用する機種のスウィッシュ音の音響特性（時間変動幅や時間変動の周期性等）に関して丁寧に記載し、図示するデータの測定地点について明記いたします。また、可聴音に対する評価についても丁寧に記載いたします。

23. 準備書以降における対応事項について（今泉顧問）

〔準備書以降〕補足資料で構わないので、観測点における予測値を算出する過程で、推計された減衰項の値を一覧で示していただきたい。（なお、観測点が非常に多いので、主要な観測点をいくつか選択して示していただければ良いです）

〔準備書以降〕環境省による指針値（「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」）との比較結果を図示して下さい。

準備書においては、予測計算の伝搬過程における主要な観測点での減衰項を一覧表にまとめます。また、指針値・予測値・残留騒音の比較図を作成いたします。

24. 温室効果ガス（二酸化炭素）の排出について（平口顧問）

計画の熟度が増す準備書においては、本事業実施（施設の建設および稼働）に伴う二酸化炭素排出の削減量（あるいは増加量）を評価してください。評価に際しては、既存電力の代替に伴うCO₂排出削減量、樹木伐採に起因するCO₂吸収量の年間減少量、建設機械の稼働（燃料消費）に伴うCO₂排出量などを評価して下さい。

準備書においては、既存電力の代替に伴う二酸化炭素排出削減量、樹木伐採に起因する二酸化炭素吸収量の年間減少量、並びに建設機械の稼働に伴う二酸化炭素排出量について推定に努め、本事業実施に伴う二酸化炭素排出の削減量を記載いたします。

25. b. 緑化に伴う修景計画について（鈴木顧問）【方法書 p. 224】

緑化に用いる種子は、可能な限り在来種を用いる、とのことですが、国内外来種や本地域に生育しない種、立地環境が適正でない種などは対象外とし、具体的緑化計画が策定された時点で用いる種名を公表してください。

在来種については、現地調査で確認した緑化に適した種について採用する予定としております。また、本事業地については、国有林となるため、採用する種については、関係機関との協議を行った上で確定いたします。また事業者ホームページ等での公表を検討いたします。

26. (4)土地利用に関する事項について（鈴木顧問）【方法書 p. 19】

「造成工事においては、既存の林道を最大限活用することで、道路の拡幅、新設道路等の改変区域を低減する計画である。」とありますが、p. 16の改変区域（伐採範囲）図を見る限りでは、既存林道のみでたどり着ける発電機はWTG02、WTG04および WTG05のみで他の7機は新設道路がなければたどり着けないように見えます（既存道路に近いWT03, WT06を含めても5機は新設道路が必要）。そうであれば、新設道路の設置を前提とした、既存の林道を最大限活用していない計画ということになり、上記の文言は修正される必要があります。

記載が分かりづらくなっており申し訳ございませんでした。既存の林道及び作業道がある部分については既存の林道を最大限活用するという意味合いで記載しておりました。

なお、方法書時点では、国土地理院の基盤地図情報の道路情報を参考に図面の既存道路部分を作成しましたが、新設道路としてお示ししている部分の多くは、現状、管理がなされていないものの、伐開された作業道の跡が残っている状況であることを確認しております。

準備書においては、現地の既存の道の状況を踏まえた詳細な事業計画をお示しいたします。また、改変区域を可能な限り削減できるよう、事業計画を検討してまいります。

27. 図 2. 2-5 改変区域（伐採範囲）図及び図 3. 1-29 (1) 文献その他の資料による現存植生図（全体）について（鈴木顧問）【方法書 p. 16、83】

阿部部会長のQ9や川村顧問のQ11とも重複しますが、p. 83の環境省植生図とp. 16改変区域図の新設道路を重ね合わせてみると、新設道路は自然林のヒノキスナロ群落（Ⅳ）とチシマザサ群団の中を通過しており、結果的に広い範囲にわたって樹林を分断することが読み取れます。また、p. 95の重要な植物群落の分布位置図では、事業実施区域の大半が植生自然度9であり、発電機と新設道路はそれらの中に位置しています。新設道路は両側に支尾根と谷の源頭部が連続する地形的に急峻で不安定な尾根筋を通過しています。このように、発電機とその管理道路の設置は自然環境保の全上問題であると考えられるため、設置位置の検討をお願いしたいと思います。また、このような自然環境の中に発電機や新設道路を配置する必要性や意義についてご説明ください。

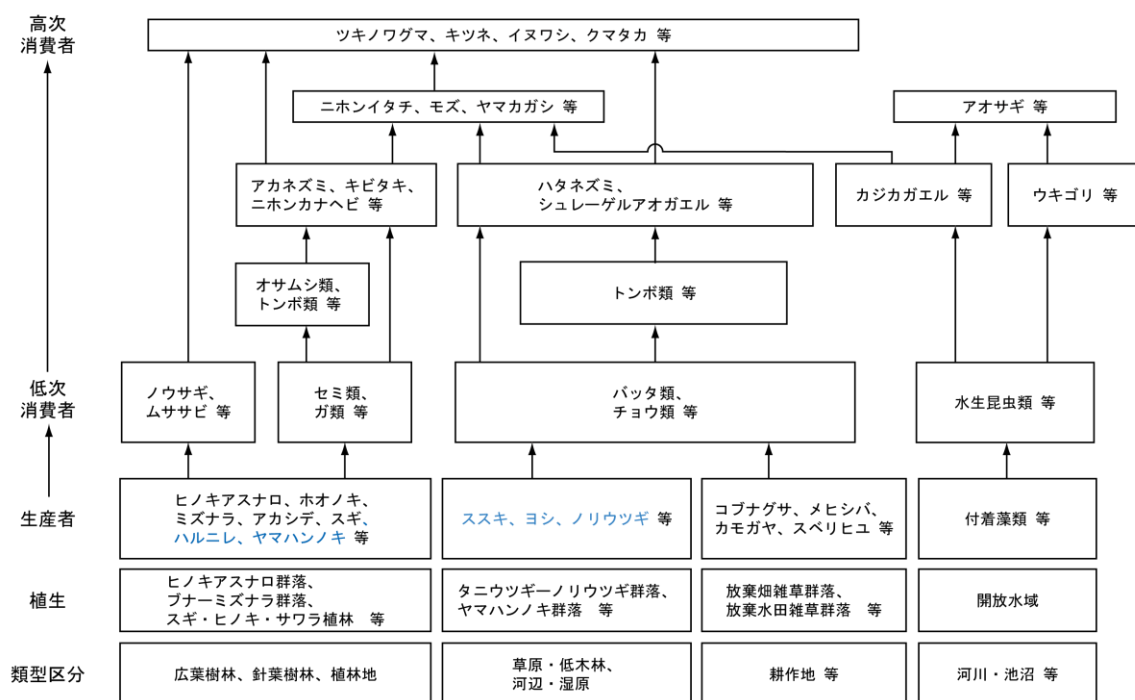
ご指摘のとおり、環境省植生図においては植生自然度9に該当するヒノキスナロ群落（Ⅳ）とチシマザサ群団が大部分を占めているものとされており。一方、地元の方からは、過去に伐採されているというお声もお聞きしており、今後現地調査において詳細を把握することを想定しております。そのため、植生調査においては代表的となる群落のコドラート調査のほか、組成表に組み込まないコドラート調査を実施することを検討しております。

また本事業については、再エネ電力の一部を各地域の脱炭素方針や施策に合わせ、地域新電力を介した自治体の主要施設や、希望する住民へ供給する地産地消を行う他、既存の作業道や森林の整備などの貢献を実施したいと考えており、地域に根差した事業を目指しております。また、両自治体において農山漁村再エネ法の協議会を設置し、本事業を通じた地域貢献や連携を検討していくことを予定しております。

28. 図 3. 1-33 食物連鎖模式図について（鈴木顧問）【方法書 p. 102】

- ・ 植食性低次消費者で表示されているムササビは、昆虫や小動物なども食べるようです。
- ・ 類型区分「草本・低木林・河辺・湿原」の生産者にあるハルニレ、ヤマハンノキは、左側の類型区分「広葉樹林等」系列に入ります。

- ・ ムササビの食性につきまして、「日本の哺乳類改訂2版」（平成20年）によると植物食となっており、掲載のままいたしました。なお、現地調査においてムササビの食性等を確認できた場合は、状況に合わせた記載へ修正いたします。
- ・ 食物連鎖模式図については以下のとおり、修正いたします。



29. 表 4. 2-1 (29) 調査、予測及び評価の手法（植物）について（鈴木顧問）【方法書 p. 233】

- ・選定理由に経産省アセス手引き書を加えてください。
- ・植生調査は、植物相調査を含めた現地踏査の過程で発見される必要な植分を調査するもので、春季に調査が必要な植生もある場合がありますので、植物相と植生の調査時期を分ける必要はないと思います。
- ・図4. 2-5 植物相及び植生の調査位置 → 調査範囲
- ・植生調査における 1 植分の調査区の設定は、方形の面積が示されていますが、実際の現地調査では微地形など植分の生育状態に合わせた不定形の調査区を設定してください。方形枠の場合、隣接植分の要素の混入や必要面積を満たさない場合があります。また、植生調査地点は、十分な現地踏査を行い植生配分を見極めた上で設定してください。

- ・以下のとおり、修正いたします。

「発電所に係る環境影響評価の手引き」（経済産業省、令和 6 年改訂）及び「河川水辺の国勢調査基本調査マニュアル」（国土交通省、平成 28 年）等に記載されている一般的な手法とした。

- ・植物相と植生調査について、調査時期を区分せず、実施してまいります。
- ・以下のとおり、修正いたします。

図 4. 2-5 植物相及び植生の調査範囲

- ・ご指摘ありがとうございます。方形の面積については固定せず、調査について実施いたします。

【追加資料】

30. 大気環境（大気質、騒音及び超低周波音、振動）の調査位置について〔非公開〕

- ・大気質、騒音及び超低周波音、振動の調査地点について、住宅、道路、測定場所の関係が分かる大縮尺の図（500分の1～2500分の1程度）は記載されているか。
- ・騒音の調査地点の状況（写真等）が把握できるものとなっているか。

調査位置の大縮尺の図及び現地写真は以下の図にお示しするとおりです。

※個人の特定を避けるため非公開とします。

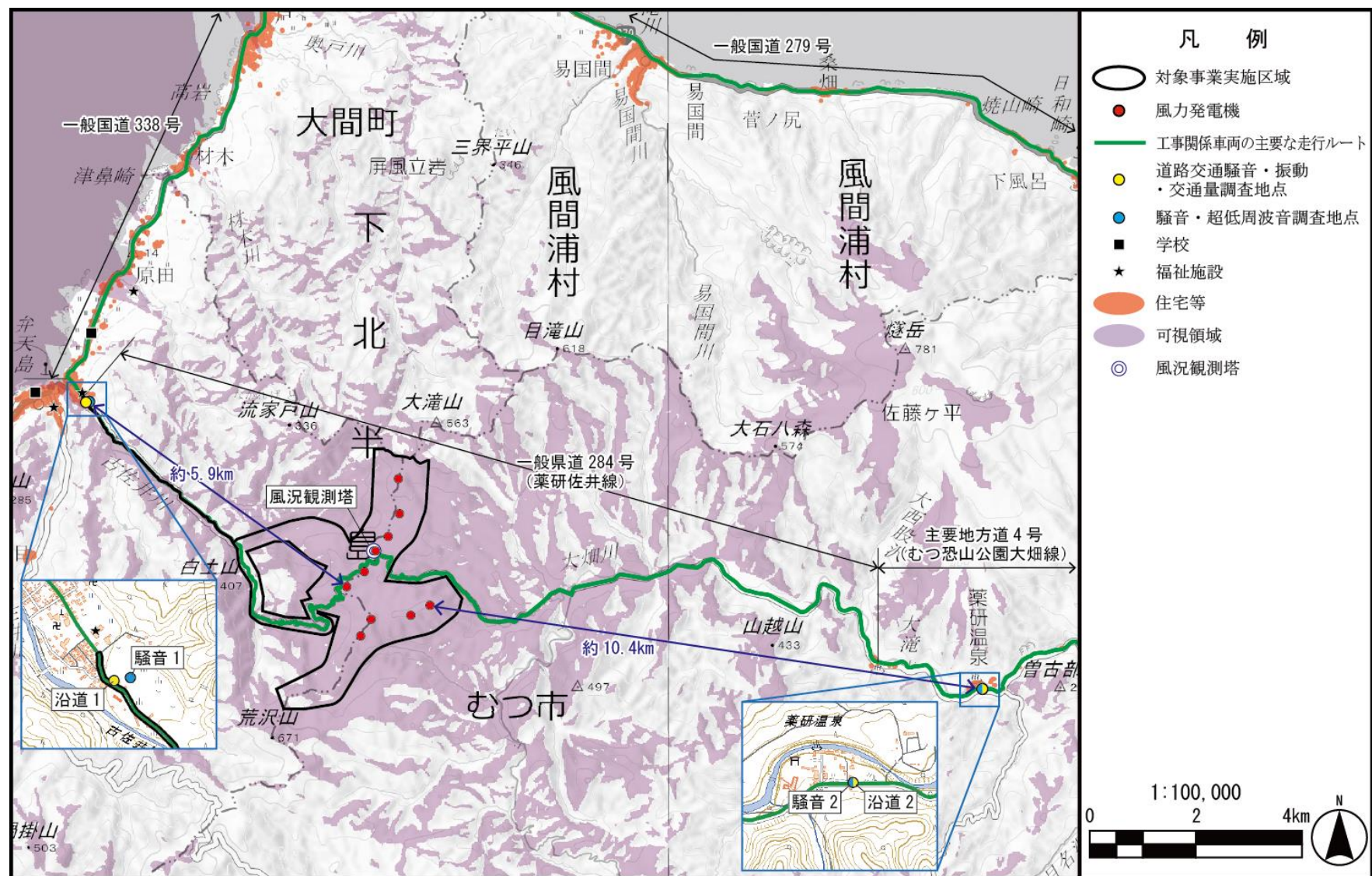


図 3(1) 騒音等の調査地点 (全体)

【道路交通騒音・交通量・振動：沿道 1】（非公開）

（非公開）

図 3(2) 騒音等の調査地点（沿道 1）

【道路交通騒音・交通量・振動：沿道 2】（非公開）

（非公開）

図 3(3) 騒音等の調査地点（沿道 2）

【騒音・超低周波音：騒音 1】（非公開）

（非公開）

図 3(4) 騒音等の調査地点（騒音 1）

【騒音・超低周波音：騒音 2】（非公開）

（非公開）

図 3(5) 騒音等の調査地点（騒音 2）